

## 縣市町連携でのプッシュ型情報発信の検討に係る支援業務

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

### 1 提案書の内容

提案書は下記の内容について作成してください。

項番	項目	記載内容
1	事業受託体制 <b>【A4 上限3枚（会社概要、実施体制、メンバー体制で各上限1枚）】</b>	
	体制等	本業務に係る実施体制について記載してください。 社名および本社所在地等を記述してください。 協力事業者（予定している再委託先、再々委託先）がある場合には、すべての協力事業者について記載してください。 主要なメンバーについては、本業務に関連する過去実績（縣市町での共同検討やプッシュ型情報発信システムへの知見など）や資格等について記載してください。 体制面における適格性や優位性を記載してください。
2	プッシュ型情報発信システムについて <b>【A4 上限2枚】</b>	
	意見の事由記述	以下の内容について、提案者の意見等を記載してください。 ・県が考えるプッシュ型情報発信システムについて、率直な思いや意見 ・プッシュ型情報発信システムが県民にとって本当に利便性の高いものとなるよう、提案者が考える機能強化や利活用方法 ・プッシュ型情報発信を行うことによる行政（県・市町）でのメリット
3	プッシュ型情報発信機能の活用について <b>【A4 上限2枚】</b>	
	意見の自由記述	県が考えるプッシュ型情報発信システムでは、登録された属性情報に合致した各自治体の新着情報がメールで届き（仕様書参照）、そこから送付されたリンク先

		<p>の HP を閲覧してもらい、申請が必要な場合には電子申請につながることを想定しています。また、将来的には、電子申請への連携だけでなく、県が持つパーソナルデータ連携基盤（県民向けサービス連携基盤。概要は欄外 URL 参照）を活用し、さまざまなサービスとの掛け合わせることで、県民生活の DX 推進を目指しています。</p> <p>そこで、提案者が考える、「連携すると生活がより便利になるサービス」、「プッシュ型情報発信システムと絡めた活用シーン」を記載してください。</p>
4	<b>その他アピール事項について 【A4 上限1枚】</b>	
	<b>その他アピール事項</b>	仕様書記載以外の内容で提供できるもの、提案者と一緒に取り組むことにより本県が得られるメリットやその他アピールすべき事項があれば、記述してください。

※県民向けサービス連携基盤

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/dx/renkeikiban.html>

5	<b>実績 【別紙様式2】</b>	
	<b>過去の実績</b>	過去に同種または類似の業務を行ったことがある場合は、別紙様式2に記載して提出ください。 ※同種または類似の業務とは、プッシュ型での情報発信を検討あるいは構築した業務を指します。

6	<b>価格 【様式任意 別ファイル】</b>	
	<b>令和7年度見積書</b>	プロポーザル仕様書に基づいた提案に係る費用について、内訳を記載した見積書を提出してください。なお「4 その他アピール事項」に該当する提案がある場合には仕様書に記載の業務と金額を分けて記載してください。 なお、金額は税抜きで記載してください。 <b>【様式任意 別ファイル】</b>

## 2 提案書の書式

- (1) 提案書は、以下の書式に基づき作成するものとします。  
提案書は、「1 提案書の内容」に基づき作成し、項番および項目が分かるように作成してください。
- (2) 提案書は、原則としてA4版横、横書きとし、簡潔に記述し、文字のポイントは12ポイント以上としてください。
- (3) 提案書は、「3 費用に係る提案書」「4 運営実績」は別ファイルとし、それ以外のものについては1つのPDFファイルとして作成してください。

## 3 提案書の提出

提案書は、実施要領に示す内容に従って提出してください。

## 4 その他

- (1) 提案書の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案書の取り扱い
  - ア 提出された提案書は、本業務に係る審査を行う目的以外に提出者に無断で使用しません。
  - イ 提出された提案書は、公正性、透明性を期すために、「福井県情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
  - ウ 提出された提案書は、提案書の評価を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。
  - エ 提案書の提出後、本県の判断により補足資料の提出を求める場合があります。
  - オ 提案書に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
  - カ 提出された提案書は返却しません。
  - キ 提出された後の提案書の変更、差し替えおよび再提出は認めません。
- (3) その他
  - ア 提案書の提出は、1提案者につき1案のみとします。
  - イ 提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととします。
  - ウ 提案書の著作権は、提案者に帰属します。